

令和3年第4回府中町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 開 会 年 月 日 令和3年9月10日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年9月22日（水）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	益 田 芳 子 君	副議長	児 玉 利 典 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	8 番	二 見 伸 吾 君
9 番	梶 川 三樹夫 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
16 番	橋 井 肇 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第42号議案 令和2年度府中町歳入歳出決算の認定について
- 3 第43号議案 令和2年度府中町下水道事業会計決算の認定について
- 4 第44号議案 工事請負契約の締結について
- 5 議員提出第3号議案 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書
- 6 議員提出第4号議案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 7 副議長の辞職許可について

追加日程第1 副議長の選挙について

追加日程第2 議会運営委員会委員の指名について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	齋藤哲也君
教 育	長	新田憲章君
総務企画部	長	増田康洋君
財 務 部	長	胡子幸穂君
福祉保健部	長	山西仁子君
町民生活部	長	金光一隆君
建設部	長	井上貴文君
消 防	長	新宅和彦君
教 育 部	長	榎並隆浩君
総務企画部次長兼総務課長		森本雅生君
財務部次長兼財政課長		中本孝弘君
環 境 課	長	小路和司君
下水道課	長	原田司君
都市整備課	長	磯亀智君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局	長	森太君
議会事務局	次長	木村武司君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和3年第4回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、7番山口議員、8番二見議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第２に入りますが、お手元の日程第２と日程第３の各議案は、令和２年度決算議案ですので、一括議題に供したいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、日程第２、第４２号議案、令和２年度府中町歳入歳出決算の認定について、日程第３、第４３号議案、令和２年度府中町下水道事業会計決算の認定について、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、決算審査特別委員会に付託いたしておりましたので、ただいまから決算審査特別委員会委員長から審査結果を報告させていただきます。

14番、齋藤議員。

○ 1 4 番（齋藤 昇君） 1 4 番、齋藤です。皆さんおはようございます。令和 2 年度
決算審査特別委員会報告をいたします。

配付されております報告書を御覧ください。

令和3年9月21日。

府中町議会議長益田芳子様。

令和2年度決算審査特別委員会委員長齋藤昇。

令和 2 年度決算審査特別委員会報告書。

令和３年９月１０日の第４回府中町議会定例会において付託された第４２号議案、令和２年度府中町歳入歳出決算の認定について、及び第４３号議案、令和２年度府中町下水道事業会計決算の認定についてを慎重に審査した結果、認定することと決した

ので、府中町議会会議規則第66条の規定により報告します。

なお、審査の方法、審査日程については別紙のとおりですが、5回の委員会を開催し、慎重に審査してまいりました。

また、本案の審査過程において、委員からは多くの貴重な御意見をいただきました。その中の主な意見として、

1つ目、コロナ禍の中、収納率を概ね良好に維持している。減免や納税猶予制度の利用に遺漏がないよう留意し、引き続き公平な収納に努力されたい。

2つ目、つばきバスについては、一定の収支率の維持に努め、町民の意見も反映し、コロナ禍の中でも安定的に運行されたい。

3つ目、新型コロナ対策の中でも、スタンプラリー事業は好評と聞く。事業の周知に努め、コロナ収束後の町民への支援を継続されたい。

4つ目、新型コロナ対策事業の中には、一般の事業として有用なものがある反面、維持継続のための財源が必要なものも見受けられる。財源確保策を検討するとともに、町民の利用が低い事業については、事業内容を精査し、周知に努め、活用してもらえよう見直しをされたい、などの意見が出されています。

最後になりますが、町当局におかれましては、審査の過程で示されました意見などを十分に後年度の予算編成、予算執行に生かされるよう、一層の御努力をお願いし、令和2年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） ただいまの委員長報告に対して質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で質疑を終わります。

続いて、1議案ずつ討論及び採決を行います。

なお、採決におきましては、現在の出席議員18名で、採決の間、出席委員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認は省略することとさせていただきますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議ないようでございます。

それでは参ります。

日程第2、第42号議案、令和2年度府中町歳入歳出決算の認定について、討論を

行います。

討論ございますか。

二見議員、討論は賛成ですか、反対ですか。

○ 8 番（二見伸吾君） 賛成です。

○議長（益田芳子君） はい。

6 番、田中議員。

○ 6 番（田中伸武君） 僕も賛成討論です。

○議長（益田芳子君） はい。

委員長からの報告は認定でございますので、まず原案反対者から討論を行います。

原案に反対の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、委員長報告どおり原案賛成者の討論を行います。

8 番、二見議員。

○ 8 番（二見伸吾君） おはようございます。第 4 2 号議案、令和 2 年度府中町歳入歳出決算の認定についてに、賛成の立場から討論をいたします。

令和 2 年度の一般会計決算額は、歳入 2 2 7 億 8, 5 1 2 万円、歳出 2 2 4 億 1, 6 3 6 万円で、形式収支は 3 億 6, 8 7 6 万円の黒字。翌年度へ繰り越す分を差し引いた実質収支は、3 億 8 5 8 万円の黒字となりました。財政力指数、実質公債費比率、将来負担率、経常収支比率から見て、引き続き堅実な財政運営がなされていると評価できます。今年度の決算は、歳入歳出とも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受け、前年度と比べて歳入が 5 0 億、歳出が 4 7 億増えました。

まず、歳入についてですが、一般会計の町税は元年度より僅かに下がったものの、9 8. 2 %という高い収納率となりました。老人ホーム入所者負担率 8 5. 3 %、保育所負担金 9 9. 6 %、道路占用料 1 0 0 %、町営住宅使用料 1 0 0 %、国保税 8 8. 5 %、介護保険料 9 9. 2 %、後期高齢者保険料が 9 9. 3 %で、いずれも高い収納率です。

2 年度は、新型コロナの影響で納付困難になる個人や企業に対して、納期限を 1 年間猶予できる制度や持続化給付金、住居確保給付金制度を紹介し、固定資産税と国民健康保険税の減免制度の活用を呼びかけたと聞きました。納税猶予された額は、固定資産税、法人税、軽自動車税、個人住民税、国民健康保険税を合わせて 2 4 9 件、

7,147万4,400円で、現在はその68%が納付済みだと伺いました。固定資産税は170件、8,084万7,700円、国保税は151世帯、2,835万7,000円が減免措置されました。減免額は全て国が負担しますので、町財政の損失はありません。当町の国保税の減免決定世帯数は151世帯でした。人口20万人の東広島市や、人口10万人を超す尾道市、三原市よりも多く、廿日市市とほぼ同じだと伺っています。また、滞納処分、いわゆる差し押さえですけれども、町税が80件、1,298万円、国保税が26件、105万円でした。滞納処分や督促もコロナの影響が直撃した2月から5月は、できるだけ抑えるようにしたというふうに伺っています。以上のことから、いかに住民に寄り添った町税を当町がしているのかわかります。

次に、歳出です。

歳出は47億円増えていますが、新型コロナウイルス感染症拡大関連施策、町民1人当たり10万円を支給した定額給付金が52億円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使った感染症対策や町民支援に4億円が支出されました。これらを除くと町の歳出は減っていて、翌年度繰越金は8億6,000万円、不用額は18億5,000万円、実質収支でも3億円を超す黒字となりました。決算審査特別委員会要求資料、不用額に関する調べは事業において、30%かつ100万円以上のものがリストアップされていますが、39のうち17がコロナによる影響を受けたものです。

医療関係の助成もコロナによる受診控えによって減少しています。受診控えは全国的な傾向で、厚労省によると、令和2年度の概算医療費が42.2兆円と前年度に比べて3.2%、額にして1.4兆円減ったといます。減少が特に多かったのは小児科22.2%減、耳鼻咽喉科19.7%減で、受診延べ日数も小児科では31.5%、耳鼻咽喉科では24.4%減少。風邪などで受診する子どもが減ったことが要因と考えられ、未就学児の医療費は前年度から19.1%減りました。マスクや手洗いなどが定着し、風邪やインフルエンザにかかりにくくなっていることがある一方、受診が必要なのにコロナ感染を恐れる余り受診を我慢するということもあるのではと思われます。

こういう全国的な傾向を受けて当町の医療関係の助成も、重度心身障害者医療費が1億4,036万円から1億2,450万円と11.3%の減少。子ども医療費が1億2,850万円から1億288万円と20%の減少。精神障害者通院医療費が

10.9%の減少。ひとり親家庭等医療費が16.4%減少いたしました。

コロナ感染症拡大は不測の事態であり、不用額の増加はやむを得ないものだと考えます。現在第5波は山を越えたようですけれども、感染症の拡大は波を描きながら数年は続くものとみられます。予算編成及び執行に当たって、公正な財政運営を守りつつ、創意を凝らして不用額が少なくなるよう、努力していただきたいと思います。

具体的な個々の事業について、7点ほど指摘をいたします。

まず、子どもの医療費助成の拡充です。先ほども申しましたように、令和2年度の子ども医療費助成は、1億2,850万円から1億288万円と20%も減りました。この傾向は数年続くわけですから、ここで思い切って通院の助成を小学校卒業までから、中学校卒業まで引き上げることを提案したいと思います。全国では、中学校卒業まで一部負担金なし、所得制限なしが標準です。広島県内でも、通院の無料が18歳までとなっているのが6市町、中3までが7市町であり、県内市町の半数以上が18歳まで、あるいは中3までとなっています。よそでできて、府中町でできないはずはありません。コロナ禍で医療費が下がっている今が制度拡充のチャンスだと思います。

第2に、妊婦特別定額給付金です。国の制度である子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金に加えて、町独自の施策として妊婦特別定額給付金を妊婦1人当たり5万円、329人に支給いたしました。ただでさえ妊婦は大変ですが、コロナ禍で感染への恐怖、外出への恐怖、周囲からのサポートについての不安、気分障害についての不安などを抱え、人間関係のストレスにもさらされています。この給付金は、町があなたとお子さんの健康を気にかけていますよというメッセージにもなっていると思います。妊婦さんから大変喜ばれたと伺いました。私もうれしく思います。

第3に、学びの継続支援給付金ですが、これも町独自の施策であります。新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、学生生活の維持が難しくなっている学生1人につき3万円を支給しました。日本学生支援機構を通じて実施した学生支援緊急給付金に上乗せする形で実施、好評だったようで、とりわけ東京や大阪など離れた地で暮らす学生に対して、ふるさとの町からのエールになったのではないのでしょうか。予算は148人を見込んで446万円でしたが、申請は50人、支給額は150万円にとどまりました。努力をされたのだと思いますけれども、もう少し申請が増えなかったと

いう思いであります。

また、この施策が令和３年度に継続しなかったことがさらに残念であります。事情を伺いましたところ、国の学生支援緊急給付金が令和２年度限りで、町の支給要件が日本学生支援機構から学生支援給付金の支給を受けた学生等であることとしていたため、施策の継続が難しくなったということでありました。学生の置かれている状況は、令和２年度、３年度で違いはありません。町独自の基準をつくるのは大変だと思いますけれども、この給付金事業の継続の手だてを考えていただきたいと思います。

第４に、生活困窮者の自立を促進するための相談事業ですけれども、延べ相談者数は、令和元年度１３５人に対して、２年度は３５３人と２．６倍になりました。これも新型コロナの影響によるものです。この相談事業から住居確保給付金支給となった人が申請５７人、決定５４人です。社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付制度の利用へと結びつき、緊急小口資金を借りることができた人が２７０人、総合支援資金を借りることができた人が１３３人です。この相談事業を継続、充実させ、相談が給付や貸付けなどに結びつくようにしていただきたいと思います。

第５に、ＰＡＳＰＹの購入・チャージとタクシーの乗車割引に使える「乗って応援！クーポン券」事業ですが、住民登録のある小学生以上にクーポン券１，０００円分が配られました。乗客数が激減したバスやタクシーを応援しようという事業です。ＰＡＳＰＹの場合、半額を自己負担して２，０００円分チャージできます。配布されたクーポン券の５５％が利用され、この種の助成としては高い利用率だと伺いました。

しかし、広島市内に通勤・通学していない人にとってはＰＡＳＰＹチャージが難しく、最も近い曙営業所までバスに乗って片道２００円程度かかります。２，０００円分のチャージのために４００円を使うのはもったいないと思うのは当然です。今後、同種の事業をする場合には、チャージ場所を町内に設置するなどの工夫をしていただきたいと思います。

第６に、広島市東部地区連続立体交差事業、いわゆるＪＲ山陽本線の高架化です。令和元年に改めて事業認可がされて以降もなかなか進んでいない感じがしましたが、今年に入って仮線工事が進んで、このまま順調に進めば１０年後に完成できるかもしれないという希望を持ちました。令和２年度の府中町の負担金は３，６８０万円で、進捗率は事業費ベースで１３．１％です。これから残りの８６．９％の負担金支払いが待っています。１０年間でおよそ３０億円です。今までは年間数千万円の負担金で

したが、工事の本格化に伴い、平均して年間約３億円という大きな負担となるということです。えてして事業費は膨らんでいくものです。町民の負担がこれ以上増えないよう、今後、ＪＲ、広島市、広島県と十分協議調整してください。

第７、これが最後ですけれども、証明書等コンビニ交付事業と番号カード交付促進事業についてであります。コンビニ交付事業は６０１万円ですが、利用実績は１，５８９人にすぎません。令和元年度は６７９万円かけて利用は６３１件でしたので、１枚の証明書のために１万円の経費がかかっていました。２年度は１枚につき４，０００円のコストで、引き続き不採算事業であります。証明書等をコンビニで交付する事業は、住民の利便性からではなく、マイナンバーカードを普及する手段として考えられたものです。特別定額給付金やマイナポイントによってマイナンバーカード所持者は増えました。しかし、給付金やマイナポイント以外に使うことはあったのでしょうか。

デジタル庁が９月１日に発足いたしました。データ資源の利活用が設置目的の一つであり、第３２次地制調答申は「地方公共団体が全て自前で行うよりも、組織や地域の枠を超え、官民が協力して、相互のデータの利活用やアプリケーション開発等の取組を進めることが重要である。また、そのためには、公共データのオープン化等によるデータ利活用環境の充実も求められる」と述べています。

デジタル手続法は、国、地方公共団体、民間事業者、国民、その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目的とし、事務または業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データへと転換することを原則として掲げています。マイナンバーとそこに結びつけられた情報が除かれる保証はどこにもありません。

内閣官房は、官民データ活用推進法の狙いとして、データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出によってＧＤＰ６００兆円の実現を掲げています。経団連の十倉雅和会長も、各分野で徹底した規制改革とデジタル化、データ共有を促すことが重要だと、今年６月の就任挨拶で強調いたしました。デジタル化推進の動機が国民の利便性の向上ではなく、国や自治体の持つ情報をいかに企業の利潤に結びつけるかにあるんです。デジタル化そのものを否定するつもりはありませんが、自治体の持つ情報が、企業によって利活用されることに対して強い警戒心を持つものであります。官民データの共有と証明書コンビニ交付事業や個人番号カード交付促進事業は、分ち難

く結びついています。したがって、この2つの事業に対して反対をいたします。

以上の点に留意し、今後の予算編成や行財政執行に生かしていただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（益田芳子君） 続いて、反対討論はございますか。

なければ、委員長報告どおり、原案賛成者の討論を行います。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。

決算認定に賛成の討論であります。

先ほど、二見議員の討論で言い尽くされてる面もありますが、ちょびっとだけ私も言わせてください。

コロナ関連の影響をもろに受けた中で、財政当局は予算編成の苦心だけではなくて、途中でコロナの国の財政対策が加わったり作戦変更したりと、我々新人議員にとっては、この予算の半年分しか任期としては関わっていないわけですが、決算に向けての当局の皆さんの御苦勞があったと推察いたします。

最終的には過去最大の228億円に膨らみ、3億円の黒字となって、財政調整基金も取り崩さなかったという、その面では喜ばしいことだと思います。けれども一方で、気になる面も支出面ではあるわけであります。国からのコロナ関連で言えば、1人10万円の給付金を50億円を別にしても特にいわゆるコロナ交付金、感染症対策地方創生臨時交付金ですか、この4億円が言わば真水のように流れてきて、しかも多彩なメニューが国から用意されていて、とにかく使えと言わんばかりに見えるわけあります。コロナの影響を受けた住民とか、あるいは小規模事業者への直接支給などがもちろん多いわけありますけれども、中には公共施設のトイレの電灯スイッチなど、やや首をかしげるものもあるわけあります。使い道については、やはり住民がきちんと納得し、「いやこれでなくて、こっちのほうがかええんじゃないの」みたいなことが思われないうに、「よっしゃ」ということを理解を得ると、そういう工夫をされてきたのだらうと思えるわけあります。

それから一方で、支出の面で執行残がいろいろあったと。これは住民の側から見れば、行事が中止となって補助金が出なかったり、あるいは学校や公共施設の休業で使えなかったり、不便をかこったり、あるいは医療機関への受診控え、そういうことで健康不安に陥ったり、そういう様々な言わば住民からすれば不便と不安の引換えで出

費が減っていると、そういう面も大きかったと思います。国保とか介護保険の特別会計等の支出も含めて、いわゆる自粛効果というのは全体で２億円とも、あるいはそれ以上とも図りにくいけれども出ているわけであります。そうしてみると、全体的にこの２年度決算は国からの給付金や交付金で潤う一方で、私たち住民や町民が不便と自粛を強いられたと、そういう状態をまさにあらわしていると、そういう決算だろうと思います。２年度と似た状態がこの３年度の社会であり、あるいは財政でありに反映する、まさに今それが進行中の今であります。どうか今後の予算執行も、これまでどおり財政規律に配慮しながら、住民・町民が分かりやすく理解を得られる使い道、そういう苦心をしていただくことを期待を込めて、もちろん今までそうやってこられたという実績の評価を含めて、この２年度決算の認定に賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で討論を終わります。

お諮りします。

これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第３、第４３号議案、令和２年度府中町下水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり

可決決定いたしました。

ここで付託された案件は終了しましたので、令和２年度決算審査特別委員会を解散したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

ここで、決算特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いいたします。

１４番、齋藤議員。

○１４番（齋藤 昇君） １４番、齋藤です。皆さんおはようございます。

今、一応この委員長のいわゆるお話をと言われたんですが、私も皆さん御存じのように、１年目ということでまだまだいわゆる未熟な状態で、こういう委員長という大任をさせていただきましたもので、実際何をしゃべっていいのか少し困惑しておりますが、私のいわゆる所感ということで、一応お話をさせていただきたいと思います。

ようやく１年ということで、こうやって委員長という立場に立たせていただきまして、木田副委員長、森事務局長、それで、いわゆるメンバーである委員の皆様がしっかり勉強されて、いろんな意見を言われて、ようやく私自身もこの１年目で少しアウトラインが見えてきたな、これからのいわゆる糧になっていくんじゃないか、その思いです。もう本当にいわゆる膨大な資料で、また府中町のいわゆる職員さんも、いや大変なんだなと、私もまさかこの年で議員になるとは思ってませんでしたので、本当に役場の方がここまでいろいろやられてるというのは本当に知りませんでした。皆さんがやっぱり町長を初め、副町長を初め、皆さんが一生懸命頑張られておるんで、私も今後少しでも府中町の住民の皆さんのために役に立てばと思ひまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。このたびは本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（益田芳子君） 続きまして、副委員長お願いいたします。

１８番、木田議員。

○１８番（木田圭司君） 皆さんおはようございます。

一生懸命やっておられた委員長を補佐できたかどうか甚だ疑問ではございますが、委員の皆様を初め理事者の方々、事務局の協力により、無事予定どおり終了できまし

たことを心よりお礼申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（益田芳子君） お二人におかれましては大変に御苦労さまでございました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもって、令和２年度決算審査特別委員会を解散いたします。大変に御苦労さまでございました。

(決算審査特別委員会解散)

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第４、第４４号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様、改めておはようございます。

議案を提案します。

第４４号議案 令和３年９月２２日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由は、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） おはようございます。建設部長です。

第４４号議案、工事請負契約の締結について補足して説明をいたします。

工事請負契約の締結については、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得また

は処分に関する条例」第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約を締結する場合は議会の議決を要することとなっております。このたびの工事請負契約は、変更後の請負金額が5,000万円以上となることから、本議会に上程するものでございます。

第44号議案参考資料のほうを御覧ください。

工事名は、水分峡森林公園憩いの森広場災害復旧工事です。

工事場所は、府中町石コロヒ。

請負金額は、変更前4,139万4,100円。変更後5,397万3,700円。1,257万9,600円の増額です。

請負人は、安芸郡府中町山田4丁目15番8号、ミヤケ工業有限会社です。

変更理由です。

令和2年7月豪雨により、水分峡森林公園内憩いの森広場ののり面が崩落する被害が生じたことから、都市災害復旧事業補助金を活用し、復旧工事を行っていましたが、令和3年7月豪雨により、上流部の林道のり面の一部が崩落した影響で、治山堰堤からの水がのり面に流れ込み、完成していたのり面の半分程度が再度崩落いたしました。また、8月の豪雨によって、崩落を免れたのり面の表面も雨水により浸食されたことから、崩落範囲等の追加の復旧工事を行うものでございます。

変更前の契約金額について契約を締結した日は、令和3年7月15日。工期は令和2年12月1日から令和4年3月31日までです。

工事概要ですが、お手元の第44の1号議案参考資料のほうを御覧ください。赤色で着色しております範囲が施工の範囲となっております。のり面の盛土が980立方メートル、のり面形成のほうが960平方メートル、植生シートが960平方メートル、排水路が52メートルの復旧工事を行うものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ちょっと図面が分かりにくいので、もうちょっと確認させてほしいんですけど。議案参考資料の図面なんですけど、その凡例で既契約分と追加分ということで、追加分が赤で、既契約分が青で着色してあるということで、この平

面図で言えば、これまでの契約分のというか、工事したところが同じ場所が全てずれて、同じところを復旧するというふうに見えるんですが、何か先ほどの説明は半分ほどずれたというような説明があったと思うんですが、ちょっとその辺これ当初の契約の復旧部分と今回復旧する部分がどこなのかというのを再度ちょっと教えていただきたいということと。それと、再度ずれた原因が何か水があふれてきたということなんですが、それに対して復旧工事としてどういう対応をしているのか、要は再々度の災害というのがないような対応というのは、どういうふうになっているのかというのを教えていただきたいと。これもともとその部分は盛土だったと思うんで、そういった復旧方法について、改めて災害がないような対応というのをしっかり取れているのかというのを再度説明をしていただきたいということです。

ちょっとその２点をお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 下水道課長です。

ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回、赤で示しているところが今回の復旧箇所ですが、図面でいうと右側のほうのところが赤の太線で囲んでおりますが、この部分が崩落した部分であります。これ以外のところが、のり面の表面が雨が浸食したということで、のり面の再度の成形と植生工を施工いたします。

今回、林道の一部が崩落して越水した水が、こののり面に流れ込んだということで、今現在、こののり面の手前に応急復旧ということで仮の排水路を掘って、一応排水できるように水路のほうへ導いております。ここの部分について、今、平地部分に排水構造物等を設けて再度復旧を考えておりますので、今後、こののり面に水が流れ込むことを極力避けれるような施設を設置したいと考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ちょっと確認なんですけど、最初の部分がちゃんと聞き取れなかったんですけど、同じ場所で崩れたということでもいいということですね。

それとちょっと最初あれっと思ったんですけど。下水道課が担当するというのは何

かその辺どういう理由で下水道課が担当してる、公園設備ではないんですか。

○議長（益田芳子君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

当該工事につきましては町民生活部の所管で、監督員につきましては下水道課の職員が監督員となっております。なので下水道課長が答弁をさせていただきました。

先ほどの質問の一部補足をさせていただきます。

今回の令和3年の雨によりまして、新たに追加した工事の概要ですけれども、令和2年の被災を受けまして、広島県のほうでも治山の堰堤の工事をしておりました。その際、先ほどの説明の中でありましたように、7月の雨によりまして、林道ののり面の一部が崩落したことによりまして、治山の飲み口、要するに排水のほうに流木等がたまったことによって、ほぼほぼこの憩いの森広場ののり面のほうは完成しておりましたが、再度その水がこちらの憩いの森広場の堰堤のほうに流れ込んだことによるのり面の崩落が生じたと。現在においては、広島県のほうで既に排水路のほうが完成しておりますので、同じようにこちらへ流れ込んでくることはございません。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第5、議員提出第3号議案、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書を議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論



を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 次に参ります。

日程第6、議員提出第4号議案、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題に供します。

本案につきましても、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 次に参ります。

日程第7、副議長の辞職許可についてを議題に供します。

本件については、かねてからの申し合わせにより、9月21日、児玉議員から副議長の辞職願が出されましたので、その許可について審議するものであります。

地方自治法第117条の規定により、児玉議員の退席を求めます。

(17番児玉議員 退席)

○議長(益田芳子君) まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(森 太君) 議会事務局長です。

それでは、朗読いたします。

令和3年9月21日。

府中町議会議長益田芳子様。

府中町議会副議長児玉利典。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（益田芳子君） お諮りいたします。

児玉議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、児玉議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで児玉議員の除斥を解きます。

（１７番児玉議員 着席）

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選出のため、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第１、副議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第１項の規定による投票及び同条第２項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） それでは、投票により行います。

次に、任期であります。議会の申し合わせにより１年で改選することになっております。今回もこれに従ってよろしいでしょうか。

６番、田中議員。

○６番（田中伸武君） 異議あり。

１年交代を本会議場で議決することに反対します。理由は、そもそも地方自治法は、正副議長の任期を議員任期と同じ４年とすることに定めているのは、皆さん御承知のとおりでありますし、こうした法律に反する申し合わせを本会議でわざわざ議決するべきではありません。よその議会でも、短期の任期の一、二年の申し合わせというのはありますけれども、議会の外で一定の人たちが話し合って候補を定めて、議会の中では所信表明会のようなのを開いて、意欲のある方が決意と意思を表明して、その中で投票が行われるわけでありまして。そうすると、議会の外でいわゆる談合的なそ

の話し合いに加わらなかった議員も、議会の中ではちゃんと意思表示を確認しながら投票することができると、こういうところが大多数の議会で行われている議長選のやり方であります。府中の例は、外で決めたことを中でわざわざ持ち込んで、所信表明会もしないと、こういう例はほかに例がないわけであります。

先日も全国町村議長会の事務局にちょっと問い合わせてみましたけれども、えっと驚いてですね、府中は議決しちゃったんですかとか言ってですね。議決事項じゃないでしょ、そんなの例がないですよと、珍しいというか聞いたことないですよという返答でありました。法定は４年ですからねということをくれぐれも全国町村議長会の事務局の理事長さんの方はおっしゃっておいりました。私は、こうした所信表明もなく、そして法定に反する任期をわざわざ議決して、そして選挙を行うと、そしてそういうことを経ると、こういうやり方に対しては町民の理解も得られにくいと思います。

１年前にも反対しましたが、今回も今の議長の提案のあったやり方には反対いたします。

○議長（益田芳子君） 異議がございましたので挙手によって採決いたします。

お諮りします。

これから投票いたします副議長は、申し合わせのとおり１年で改選することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 賛成多数でございます。したがって、これから投票を行う副議長の任期は、申し合わせのとおり１年とすることに決定いたしました。

それでは、ただいまから副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（益田芳子君） ただいまの出席議員は１８名です。

それでは、職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（益田芳子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めていただきます。

(投票箱点検)

○議長(益田芳子君) 異常なしと認めます。

念のため申し添えます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、記入をお願いいたします。

記入されましたでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) それでは、事務局長に点呼を命じます。点呼に応じて順次投票をお願いします。

(事務局長点呼、投票)

○議長(益田芳子君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票箱閉鎖)

○議長(益田芳子君) 開票を行います。

お諮りします。

会議規則第27条の規定により、立会人に9番梶川議員、10番西議員の2名を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、9番梶川議員、10番西議員の2名を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

ただいまから職員に開票いたさせます。

(開 票)

○議長(益田芳子君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち

有効投票 13票

無効投票 5 票

有効投票中

西山議員 13 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 325 票です。よって、3 番西山議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（益田芳子君） ただいま副議長に当選されました西山議員が議場におられますので、本席から会議規則第 28 条第 2 項の規定による告知いたします。

西山議員、登壇願います。

○副議長（西山 優君） 西山でございます。お許しをいただきまして、一言御挨拶申し上げます。このたび副議長の要職に就かしていただくことになりました。御選任を賜り、身に余る光栄であり、心からお礼を申し上げます。

益田議長の補佐役として、そして大好きな府中町のため、町民の立場に立ち、円滑な議会運営に努めてまいります。今後とも御指導御協力を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単でございますが就任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○議長（益田芳子君） 以上で、追加日程第 1、副議長の選挙についてを終わります。
~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 先ほど、児玉議員の副議長辞任が決まりましたので、議会運営委員会委員の指名についてを日程に追加し、追加日程第 2 とし、直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第 2、議会運営委員会委員の指名についてを議題に供します。

児玉議員につきましては、これまで副議長の職にありましたので、申し合わせに従い、議会運営委員会委員に指名しておりませんでした。今回の副議長職の辞職に伴い、改めて議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第 5 条第 2 項の規定によ

り指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、17番児玉議員を議会運営委員会委員に指名をいたします。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 9月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月10日から本日まで13日間ございまして、報告1件、追加議案を含めまして議案9件を提起させていただきました。決算認定が2件ございましたので、決算審査特別委員会も設置され長丁場となりましたが、皆様には熱心な御審議をいただき全てお認めいただきました。また、16件の一般質問では貴重な御意見、御要望、提言をいただいたところでありまして、決算審査での御意見を含めまして、実現可能性を検討し、努力してまいりたいとそうように考えております。

昨年来コロナ禍にあつて、感染拡大の防止、感染防止のためのワクチン接種の促進、様々な困難に直面している町民の皆様、事業者の皆様への支援に取り組むとともに、自然災害の防止・対処、そして、まちづくりの柱としてます子育て、志を育む教育、バランスの取れた行政運営、着実に進めてまいります。また、ポストコロナの社会にふさわしい行政サービスを提供するための基盤づくりにも、意を尽くしてまいりたいと考えております。

先ほど、新たな副議長の選出がございました。西山新副議長の御活躍を御期待申し上げますとともに、府中町民の福祉の向上に、町議会、町執行部が町政の両輪となって取り組み、力を合わせて町民の負託に応えてまいりたい、このように考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

本定例会閉会に当たりまして、お礼の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（益田芳子君） これをもちまして、令和3年、第4回府中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前10時35分）